

第 1 回法制・基本問題小委員会提出資料

2014.09.08

独立行政法人国立美術館情報企画室 室長

東京国立近代美術館情報資料室 室長

水谷 長志

takeshim@momat.go.jp

1. 国立美術館におけるデジタルアーカイブについて

・取組状況について

1990年代半ばより国立美術館においては、「所蔵作品管理システム」「ネットワークシステム」および「ホームページの開設」につとめており、下記の実績を継続している。

(1) 独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システム

<http://search.artmuseums.go.jp/>

(2) VPN (Virtual Private Network) による安定的ネットワーク運営

(3) 東京国立近代美術館フィルムセンター所蔵映画フィルム検索システム

<http://nfd.momat.go.jp/>

特に(1)の派生的成果として、

a. 国立美術館版 想-IMAGINE

<http://imagine.artmuseums.go.jp/index.jsp>

b. 国立美術館「遊歩館」

<http://search.artmuseums.go.jp/yuuhokan/>

c. 文化庁「文化遺産オンライン」および国立国会図書館「サーチ」との DB 連携

を実装しており、a. b. c. のいずれも国立情報学研究所との共同研究開発によるものである。

・アーカイブおよび利活用に当たっての問題点

別紙「独立行政法人国立美術館（4館）所蔵作品総合目録における画像掲載の許諾状況 2013.03.25」の通り、国立美術館の所蔵作家の 8 割強が著作権の生きている作家であり、アーカイブの公開に当たっては、すべて許諾を得た上でなければ、利活用できないと認識している。

2. 美術館学芸業務における作品等写真撮影について

美術館の学芸業務は、その購入・寄贈等受入から、調査研究および保存などすべての業務に及んで作品等のイメージの利用・コントロールに基づいて行われている。

旧来、この作品等写真はいわゆるアナログ（ネガ・ポジ）写真での撮影だったが、すでにフィルムそのものが生産中止など枯渇しており、専門のカメラマンにおいてもデジタル撮影が一般化しつつある。

アナログ、デジタルいずれにおいても学芸業務の必要において撮影された作品イメージはあくまでも美術館内部の業務用として利活用されるものであり、その範囲において、撮影および内部利用においての事前許諾を著作権者から得るということは一般にない。

ただし、いずれのイメージであれ、外部公開あるいは印刷物への利用においては、著作権の生きている作品の画像においてはすべて著作権者からの許諾を得て利活用されている。

現行法では、所蔵品が良好な状態にある段階で保存・管理のために撮影等複製を行おうとすると、著作権保護期間中の所蔵品については、権利処理が必要であるとのことだが、これは実施の美術館の学芸業務においてはなかなか難しい作業であり、保存・管理のためを含んで、美術館内部においての学芸業務においては、撮影等作品の複製は許諾がなくとも適法に行えるような理解と合意が形成されることが期

待される。

美術館内部での学芸業務の円滑な遂行のための作品等撮影とイメージの利用と美術館外部でのイメージの利用においては、その著作権許諾に関わる許諾のあり様に置いては、差異のあることと認識されることが望ましいと考えられる。

別紙

独立行政法人国立美術館（4館）所蔵作品総合目録における画像掲載の許諾状況 2013.03.25

<http://search.artmuseums.go.jp/>

調査年度 (下段は%)	ジャンル	調査対象作家数	送付件数	諾	否	宛先不明返送	無回答	返送+無回答
		1,733	1,715	1,373	17	149	176	325
				80.06	0.99	8.69	10.26	18.95
平成18年度	日本画	263	266	213	4	23	26	
平成19年度	油彩その他	482	487	397	5	42	43	
平成20年度	彫刻	190	196	150	3	20	23	
平成21年度	版画	268	266	212	0	26	28	
平成22年度	写真	73	75	66	0	2	7	
平成23年度	水彩・素描・その他	241	243	178	5	33	27	
平成24年度	工芸[陶磁]	216	182	157	0	3	22	

所蔵作家数 (4館単純総和)	5,194	
著作権無し作家数 (4館単純総和)	929	17.89 %
著作権有り作家数 (4館単純総和)	4,265	82.11 %

調査対象作家数と送付件数の誤差について

①作家1人に複数の著作権者が存在

②原則、日本美術家連盟等に所属、著作権業務が委託された作家については文書を送付せず
(送付の時点で加盟の有無が不明で発送などの例外有り)

③調査時に著作権者および連絡先が判明しなかった作家は文書を発送できず